

第4回 世田谷区公契約のあり方検討委員会 議事概要

開催日時:平成24年5月28日(月)午後2時～午後3時45分

場 所:世田谷区役所第2庁舎 4階区議会大会議室

出席委員:塚本会長、永山委員、大井委員

西澤財務部長、渡辺施設営繕担当部長

青山土木事業担当部長、佐藤教育次長

事 務 局:財務部経理課

会議次第:1 開会

2 議題

- (1) 実態調査アンケートについて
- (2) 他自治体における公契約条例等の状況について
- (3) その他

3 閉会

【議事内容】

1 実態調査アンケートについて

アンケートの実施(目的、対象、実施方法、アンケート案、集計イメージなど)について、事務局より説明。

(委員)アンケート結果とは別に、区が把握しているデータの利用は可能か。例えば、施設管理業務などでは、委託するもの以外で、区が直接、臨時なりパートなりを雇っている場合は、支払いは区が行っていると思うが、そのデータの活用は可能か。部署毎にそれぞれ計算されていると思うが。

(事務局)区で直接雇用している正規以外の職員としては、非常勤職員、臨時職員がある。事務補助的な各部署共通するようなものについては、人事担当課で予算や事務手続きを一元化し管理しているが、その他専門的な職務等については各所管で予算を持って管理している場合もある。

(委員)そのデータと委託先の類似職種との比較は可能か。つまり、直接雇用と委託とで差があるのかどうかについて見るのが可能だろうか。

- (事務局)例えば、非常勤職員だと、事務職であったり、福祉関係などの職であったりと、いろんな職場で多数の職があり、その職ごとに非常勤職員の報酬月額を設定している。一方、アルバイトについては、時間単価を設定している。
- (委員)基準賃金表のようなものはあるわけで、それを集めればいいということか。
- (委員)業務委託の事業者のアンケートの結果が出た段階で、役所でそれに見合う、例えば、臨時職員とかが、どのくらいもっているのかについては見ることができる。
- (委員)下請業者と元請業者とが、同じ調査フォーマットで大丈夫かなという気がする。例えば、入札参加業務というような質問があるが、下請事業者が答えられるか。
- (事務局)入札制度への意見等を聞く設問等があるが、下請事業者などは直接入札に参加していないので、可能な部分について記入頂くという扱いになる。
- (委員)下請業者には区外業者もあるか。
- (事務局)区内業者より、区外の方が多いと思われる。下請けに出すときの単価というのがかかなり大きな要因だと思う。
- (委員)おそらく、区外の方が安いので区外に出ていくということだと思うが、実はその点が今後どう対応するかを考える上でのポイントになりそうな気がする。だとすると、下請けのアンケートの対象を区内としてしまって大丈夫か。
- (事務局)区外を含めると相当事業者数が増えるということもあり、一応現時点では区内事業者という一定の線引きをしている。
- (委員)できれば区外の下請事業者の状況も踏まえて、区内対応をどうしたら良いのかというような結果を導き出せるような資料を取るということから、一定の基準で抽出するというのでいいのでは。
- (事務局)下請届を見ると、下請金額は、大きいものから小さいものまで並んでいる。あまり小額の下請けを拾い上げてもきりが無いので、一定規模で線引きをして、ある程度大きなところを拾い上げるということではできると思う。
- (委員)下請発注件数の上でも、区内事業者は比率が小さいのではないと思う。そうすると、特に、世田谷区経済への波及効果をどう高めていくかというような場合に、区外の状況が掴めてないと何とも状況が分からないと思う。区内の下請事業者から見れば、みんな区外に流れている現実があるのに、どうしてそっちの方を調べないのかということになりかねない。やはり金額である程度区切っていくのが適正な方法ではないか。
- (委員)建設事業者対象調査票の問4だが、ここにある土木や建築の他に、基礎や鳶といった基幹的な業種がもう少しあった方がいいのではないか。賃金を聞く設問ともかかわってくるが、1(土木工事)と2(建築工事)について、2項目か3項目くらいの内訳を作ることはできないか。
- (事務局)事業者の業種が、特定の細かな業種に果たして当てはまるのかという懸念があり、多分、土木の中でもこれもやったりあれもやったりという形が出てくると思うので、そこを書き始めるとややこしくなってしまうのではないか。
- (委員)それは統計に準じてやると膨大な何十種類にもなるので、そのうちで大事な基礎なり構造

なり、あるいは内装とかそういう重点的なものだけでも数項目内訳として聞くようにし、主に該当するものはどれかという形でできないか。それから総合工事、いわゆるゼネコンはどこに入るか。

(事務局)区では分離発注をしている。建物一つ建てるにしても本体の建築以外で、機械や電気など、区に登録している事業者に分離発注するので、基本的にゼネコンは入らない。

(委員)発注する際には何種類くらいに区分けされているのか。

(事務局)区で独自に設けている優先業種登録の区分はここに書いてある五つである。

(委員)それならこれでいいと思う。

それからもう一点、受注企業が、工事の施工に当たって下請事業者をどの程度活用しているかについてだが、下請けへの外注について、できれば区内発注及び区外発注を金額ベースなり事業者数なりで把握できないか。つまり、施工に当たって区内の事業者にどのように波及していくかということを考えると、今回の調査でこのくらいの比率になっているということが把握できるといい。

(事務局)その点については、下請届で一定の分析は必要と考えている。例えば、区内と区外とでどのくらい出ているのかという点については、下請届の集計で金額ベースでの割合も一定程度出せるので、アンケートとは別の形で、区で一定の集計をしたいと思う。

(委員)下請の状況については、その方がアンケートより正確なので、出来るならそうしてもらほうがいい。

(委員)回収率はだいたいどのくらいを見込んでいるか。母数が少ないと信頼性が低くなるので、できるだけたくさんの人達から回答してもらった方がいい。

(事務局)工事と委託でかなり回収率が変わるのではないかと考えている。工事については、それぞれ業種毎の横断的な団体もあり、区から協力の依頼も行うので、回収率も高くなるのではないかと。一方、委託の方は、かなり様々な業種を広く対象にしており、また、希望制という制度の中で、地元ではない業者も含めていろいろ入っているの、何パーセントくらいという想定はないが、工事と比べると率が低くなる可能性はある。

(委員)多分、調査受ける側は、何のメリットがあるかということとフィードバックされるのかということに関心があると思うが、集計結果の速報や概要版みたいなものをホームページなどで公表したりするのか。

(事務局)調査結果についてはできる限り公表していくというのが前提なので、速報値は難しいかもしれないが、最終的な固まった数値は公表する予定である。

(委員)「アンケートのお願いについて」で、区の政策に活かすというだけになっているが、公表しますと書けば関心を持つ事業者もいるのではないかと。私も結構アンケートをするが、50%だと相当高いと思うが20%くらいだと少し低いと思う。また、サンプルが100を切るとクロス集計が怪しくなるので、どのくらいの実数が得られるのかというのは重要なところだ。

(委員)公表しますということと併せて、公表の仕方が、個別企業の状態や個々の事業の状態を公表することはなく、必ず統計処理をした結果として公表しますという但し書をつけた方がいい

い。

(委員)労働者対象調査票についてだが、実は建設労働者の場合は、特に道具のコストというのが一般の労働者と違って自己負担になっている。仕事に係る諸経費、道具代、通勤費、駐車場代などが全て賃金の内になっているのが普通である。であるから、もらった金額が例えば15,000円といっても、本当は、そこからそうした費用を引いて、実際の普通の労働者の賃金に相当するところまで落とし込んで初めて、1日いくら、1月いくらという推計が可能なる。ただ、あまり細かくやるわけにはいかないの、一ヶ月でいいと思うが、どのくらい職業経費としてかかっているのかという項目を入れてもらいたい。

(委員)直接雇用されている労働者の賃金の中に、道具代とかそういうのが含まれるのか。

(委員)含んで払われている。12,000円であなたを雇いますよ。但し、道具代も通勤費も駐車代も持って下さいね、と。そうすると、例えば、3人なり4人なりで一緒に車に乗って、みんなでガソリン代を割り勘にしたりしている。

(委員)経費については、このアンケートの対象にはいろんな職種の人があり、雇用なのか委託なのか請負なのかによってもだいぶ違ってくると思う。質問項目を細かくすればするほど正確性は増す反面、こんなに大変なら答えるのをやめようという方向に働く心配もある。むしろアンケートは単純シンプルにした方がいい面もあるのではないか。いろんな様態があると思うので、ちょっと工夫が必要だろう。

(委員)問10「あなたの仕事や収入について、生計の維持などの面で感じていることはありますか。」という自由回答の設問の中で対応して、あとはヒアリングで聞いていくというのが良いのでは。

(委員)それでは、そのようにしたい。

(委員)あと一箇所、労働者に一人親方が入っているので、問12の社会保険関係の選択肢に、労災の項目があった方がいい。一人親方については、労災を自分で負担しているかという項目を加えるといい。

(事務局)労災保険の項目を設けた場合は、対象は事業主及び一人親方でよいか。

(委員)そういう形になる。

(委員)問9の月収だが、直近三ヶ月くらいの平均的な月収と書いた方がいいのでは。

(事務局)最初は実は入れていたが、調査の際に工事現場に実際入って、今働いている場所の賃金を書かせるとなると、その現場の賃金を答えると思い、敢えて三ヶ月と書かいていない。

(委員)現場が変わっている可能性もある。10日間ここでやって、あと10日間別でやってというように。

(事務局)集計結果の分析のときに、例えば設計労務単価と比較するようなこともあるかと思うが、全ての収入を一緒にした月収を書かせる、比較ができなくなってしまうと思い、「この工事」のという形にしている。

(委員)「最近、野田市や川崎市、多摩市などのように自治体において公契約条例を制定する動きが出てきています。」という質問事項があるが、「公契約条例」について説明しなくて良いか。

(事務局) 公契約条例を説明するときに、果たして賃金的な水準を入れるものが公契約条例なのか。入れない条例もあるわけで、条例の定義付けが非常に難しく、結果的にこの状態になっている。

(委員) 公契約条例を知らない人も結構いるというデータが分かるということ自体も意味がある。

(事務局) このくらい知らない人がいるというようなことも結果の一つかと思う。

(委員) 多分、賃金を上げる制度ですというように書いたら、労働者は全部、是非導入してくれとなって、事業者は絶対にやめてくれとなって、回答の誘導みたいになってしまうので、こうしているのかとも思ったが、そういう主旨でよろしいか。

それから、「その背景としてどのようなことが考えられると思いますか。」という質問に対して、景気低迷の影響とか、一般競争入札導入の影響といった選択肢があるが、どうしてそう思ったのかということも聞いてみたい。というのは、アンケート、特に無記名式のアンケートでは、大変失礼だが、無責任な回答というか非常に情緒的な回答もあるように思う。そういう回答があまり多いと、データとしての信頼性を失ってしまうので、なぜそう思うのかということからはきちんとあってもいいのではと思う。

(委員) 理由を聞くことによって、少なくとも情緒的な判断が少し抑制されるかも知れない。

(事務局) 各選択肢に理由欄を設けるようにしたい。

2. 他自治体における公契約条例等の状況について

先行自治体の条例等について事務局より説明。

(委員) 野田市の場合は、歳出にどのくらいの影響が出ているかとか、それからこの運営のための経費がどのくらいかかっているかとか、総じて波及効果がどうであるかというようなことについて、市長が盛んに各方面で言及しているが、それに類するようなことは、川崎とか相模原にはまだないか。

(事務局) 相模原はまだ始まったばかりなので出ていない。川崎もあまり見ない。

(委員) 雇用継続の確保が努力義務としてあるが、これをもしやらなかった場合には、契約の解除だとかペナルティはあるのか。

(事務局) 努力規定なのでそこまで求められてはいないようだ。運用マニュアル等でも罰則等については触れていない。実際にやっていない場合にどうしているのかという具体的なところは分からないが。

(委員) 国の法律との矛盾などはないのか。その辺りの議論というのは野田市や川崎市ではどうなっているのか。労働基準法を守るのは企業にとっては大変な面があり、労働者の権利を守らなくてはいけないというのは当然のことではあるが、事業者の負担を大きくすれば、事業者がつぶれて、労働者も生活に困るというようなこともあるように思われるが、その辺りの議論はあるか。

(事務局)最低賃金法に定められた最低賃金を各自治体が上回ってしまって良いのかどうかという議論はもともとあったが、国会での質問に対し、特に問題ないとの答弁が出ている。

当初、憲法上の論点であるとか、地方自治法の論点であるとか、労働法関係の論点等々国会質疑等でやり取りされており、それをまとめた資料があるので、後日資料をお送りさせて頂く。

(委員)基本的には契約自由ということで、法定の最低賃金を守るのは当たり前だが、その事業者と自治体との契約については契約自由が原則になるということだったかと思う。

(委員)これは先の議論だと思うが、TPPの成り行き如何では、自治体が、独自に契約に関する地域要件だとか社会要件や環境要件だとかを入れ込むことについて、あまりそういうことはやるなど、あるいはできないというような論議が出てくるかもしれないので、その辺もできれば目配りしておいて頂きたい。

(事務局)TPPの関係だが、外国企業の参入に対しての制限に関する論点が出ているが、地方自治体レベルでは、現在、具体的な議論はまだ出ていない。

(委員)EUの公共調達指令と各国、例えばイギリスの各自治体が特殊な社会的価値を入れ込もうとすることに矛盾が出てきてなかなかできないという話を聞いたことがあるので、TPPの枠組がどう影響していくかということもやはり論点になるう。

3. その他

(事務局)アンケートについては6月半ばに発送する予定。その後、アンケート結果を集約した上で、ヒアリングを予定している。ヒアリング実施のたたき台等については、あらためてご意見を伺い調整したい。また、公契約のあり方の議論については、区民の方等への情報提供が大事になってくる。区長からフォーラムの開催に関しての指示もあり、今後開催に向けてあらためてご意見等も頂きたい。

以上